

傍 聴 要 領

(報 道 関 係 者 用)

各務原市都市計画審議会

1. 傍聴する場合の手続き

- (1) 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から会場にて受け付けを開始し、10分前に締め切ります。

2. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴すること。
- (2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。
- (3) 談話をし、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。
- (4) 携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

3. 事前に会長の許可を受けていただく事項

- (1) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類を会場に持ち込む場合
- (2) 会場内で写真撮影、録画、録音等を行う場合

4. 会議の秩序の維持

上記事項を守らないときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。